

# 税

## 令和6年度町民税・道民税における定額減税について

### ◎制度の概要

令和6年度税制改正の大綱において、物価高に対する国民の負担を緩和するため、所得税および町道民税の定額減税を実施することが決定されました。

※所得税の定額減税については国税庁のホームページをご覧ください。

### ◎定額減税の対象者

令和6年度の道町民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下の者が対象となります。なお、均等割のみ課税される納税義務者は定額減税の対象外となります。

### ◎定額減税の算出方法

納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族1人につき令和6年度分の町道民税1万円が減税されます。減税はすべての税額控除（寄付金税額控除や住宅ローン控除など）を行った後の所得割額から行います。

※計算例（控除対象配偶者および扶養親族2人の場合）

$$\text{定額減税額} = 1 \text{万円} \times (\text{本人 (1)} + \text{控除対象配偶者 (1)} + \text{扶養親族 (2)}) = 4 \text{万円}$$

### ◎定額減税の実施方法

定額減税の対象となる納税義務者は徴収方法に応じて次のとおり減税されます。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
給与 特別徴収	徴収なし	定額減税後の金額を令和6年7月分から令和7年5月分11カ月に分割して徴収します。												
普通徴収	第一期分 から 減税開始	第一期分で引き切れなかった分を第二期分 (8月分)以降の税額から順次、減税となります。												
年金 特別徴収					10月分 特別徴収 税額から 減税開始		10月分で減税し切れなかった場合は、12月以降の 特別徴収税額から順次、減税となります。							

※給与と公的年金等の収入が両方ある場合は、その主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用となります。なお、定額減税額が重複してしまった場合は確定申告にて年間の定額減税額の精算が行われることとなります。

※定額減税分をすべて引き切れなかった場合は調整給付金として支給されます。対象となる方には別途お知らせする予定となっておりますが、時期については未定です。

問い合わせ先：税務課 課税グループ ☎82-2659

# 奨学金

## 白老町奨学金返還支援補助金

町内に定住し就業する方の大学などの修学に当たり、貸与を受けた奨学金の返還を支援します！

■補助金の額 月額15,000円（上限）× 3年間（36カ月） 最大54万円

※返済する奨学金の額が月額15,000円に満たない場合は、返済額と同額が補助金額となります。

- 対象者（1）登録申請時点で40歳未満であること
- （2）白老町内に住んでいて住民登録があること
- （3）令和6年4月1日以降に町内の事業所で雇用期間の定めがなく就業していること

※上記のほか、交付要綱に定めるすべての条件を満たす必要があります。

- 対象となる奨学金（1）独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金・第二種奨学金
- （2）地方公共団体から借り入れた奨学金

■申請から交付までの流れ

【補助希望者の登録（10月末日まで）】⇒【交付申請の提出（翌年3月末日まで）】

※支給は年1回とし、交付申請の受理後、約3週間後に補助金を指定口座に振り込みます。

※2年目・3年目は交付申請のみ必要となります。

※交付要綱や申請様式は、町ホームページからご確認ください⇒



【申請・問い合わせ先】経済振興課 商工労働グループ ☎82-8214